

## 企業立地促進条例 FAQ

### Q1 企業立地奨励金の対象となる業種や要件は？

A. 次の表のとおりです。

|         |   |
|---------|---|
| 対象業種    | 製造業、旅館業、情報サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売事業、流通加工業、植物工場、観光業  |
| 設備投資の対象 | <b>家屋</b> （対象業種の用に供する建物及びその付属設備）、 <b>償却資産</b> （対象業種の用に供する機械・装置、構築物（奨励金の対象であるが、取得価額要件は対象外））、 <b>土地</b> （土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限ります。）   |
| 取得価額要件  | 対象となる家屋、機械・装置及び構築物の取得価額の合計が次の金額を超えること<br><br><b>【製造業、旅館業、流通加工業、植物工場、観光業】</b><br>・個人の場合→<br>取得価額 500 万円以上<br><br>・法人の場合<br>資本金 1,000 万円以下の場合<br>→取得価額 500 万円以上<br><br>資本金 1,000 万円超～ 5000 万円以下<br>→取得価額 1,000 万円以上<br><br>資本金 5,000 万円超<br>→取得価額 2,000 万円以上<br><br>※情報サービス業、情報通信技術利用事業、農林水産物等販売業の場合は資本金に関係なく 500 万円以上<br><br>注：土地取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記家屋の建設の着手があった場合における当該事業の用に供する家屋の敷地部分に限ります。 |

### Q2 土地の取り扱いについて教えてください。

A. 企業立地奨励金では、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とした対象事業の用に供する上記家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限って、奨励金の対象となります。

Q3 機械・装置等をリースで取得した場合は、対象となりますか？

A. 所有権移転外リースにより取得した場合は、対象となりません。

Q4 勝浦市での企業立地促進条例以外の支援制度を教えてください。また、企業立地促進条例との併用は可能ですか？

A. 半島振興における税制優遇と過疎地域における税制優遇があります。

勝浦市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例(昭和62年勝浦市条例第2号)に規定する不均一課税の適用を受けることのできる指定企業にあつては、併用可能ですが、奨励金額は不均一課税適用後の固定資産税収納相当額となります。

なお、製造業、旅館業、情報通信技術利用事業で2,700万を超える固定資産を取得した場合にあつては、勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例適用で3年間の課税免除となりますので、企業立地奨励金の対象から除きます。(雇用促進奨励金は対象となります)

Q5 既存設備の取替えや更新を行った場合、奨励金や課税免除は適用されますか？

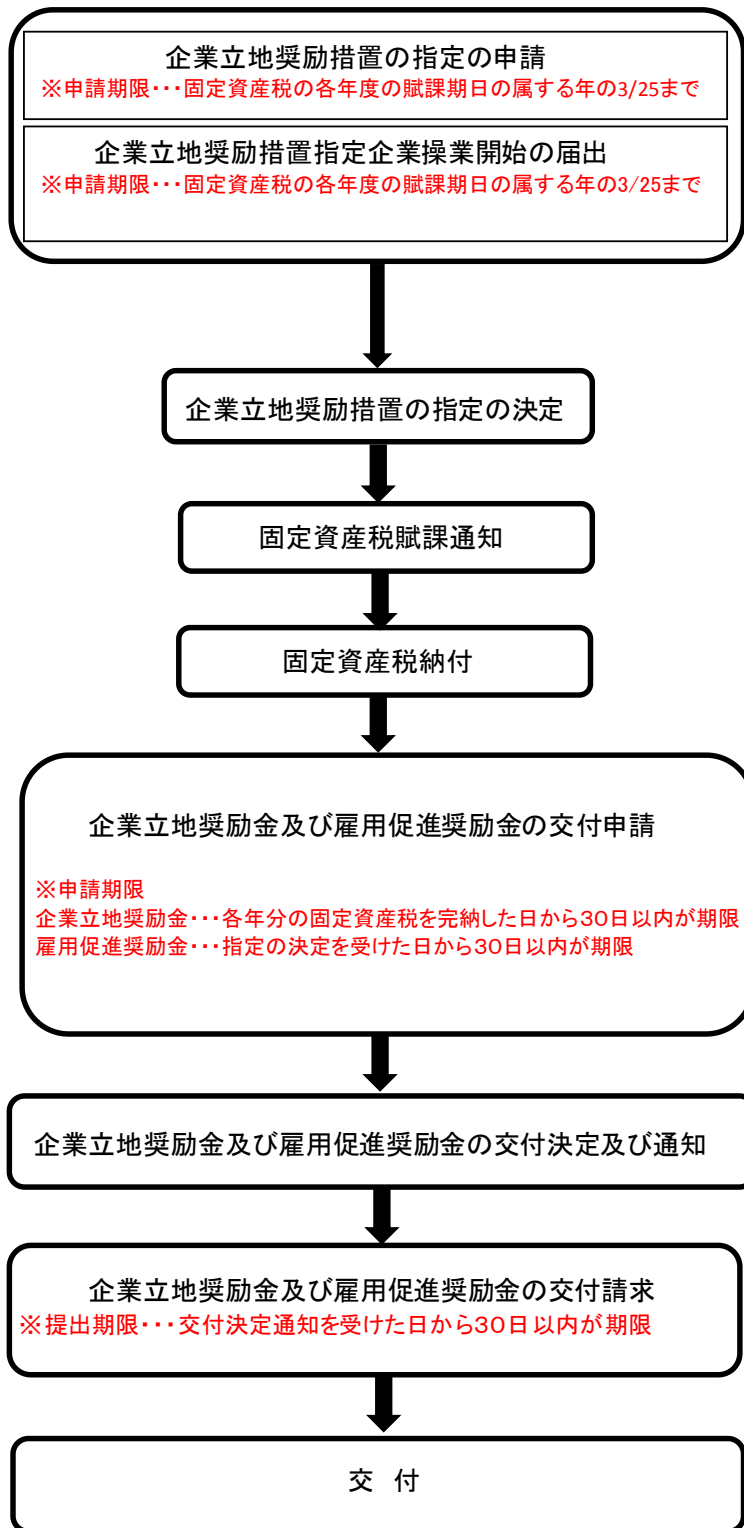
A. 生産能力が従前よりも相当程度(おおむね30%以上)増加した場合にのみ増設として課税免除を適用することができます。機械の一部を新品に取り替えても生産能力の増加がなければ奨励金や課税免除は適用されません。

Q6 増設、設備更新に伴い、新たに3人以上の正規雇用者を雇った場合、雇用促進奨励金の対象となりますか？

A. 対象となりません。雇用促進奨励金については、新設のみとなります。

Q7 企業立地奨励金と雇用促進奨励金の手続きの流れを教えてください。

A. 次の表のとおり



Q7 雇用促進奨励金の新規雇用者の対象について教えてください。

A. 次のすべてに該当する新規雇用者が対象となります。

- 対象事業所の操業開始日の6ヶ月前から操業開始日の6ヶ月を経過した日までに新たに直接雇用された者で雇用期間に定めのないものであること。
- 市内に居住かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること。

**Q8** 雇用促進奨励金の交付は何回受けられるのですか？

A. 交付は1回限りとなります。(第5条第3項)

**Q9** 雇用促進奨励金の新規雇用者で非正規雇用者は対象となりますか？

A. 対象となりません。雇用促進奨励金の新規雇用者で対象となるのは、Q7の条件を満たす正規雇用者となります。